

（本号の目次）-----

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 4 年(2022 年)9 月 20 日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 9 月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 9 月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

（掲載判例 INDEX）-----

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

\*「1.法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

（民事法）

【1】破裂脳動脈瘤に対するコイル塞栓術を受けた女性が術中に死亡し、女性の遺族が主治医の説明義務違反又は執刀医らの手技上の注意義務違反を主張し損害賠償を求めた事案で、執刀医の手技が本件当時の医療水準に劣るとし注意義務違反を認め請求を一部認容した(令和 3 年 2 月 24 日広島高裁)

参照条文等:民法 415 条(平 29 法 44 号改正前)、同 715 条)

キーワード:説明義務違反 注意義務違反 医療水準

【2】控訴審判決の認容額に遅延金を付した上で既払金を控除した額を支払うとの X の提案を Y が拒否したため X は法務局に供託したところ、上告棄却・上告不受理決定後 Y が金員の支払を請求したのに対し本件債務名義の執行力の排除を求めた X の請求異議が認容された事例(令和 3 年 8 月 30 日東京地裁)

参照条文等:民法 493 条、民事訴訟法 260 条 2 項

キーワード:請求異議 執行力の排除 供託

【3】夫(日本国籍)が申立人(出生届未了の子、母はフィリピン国籍)が嫡出子であることを否認する意思を示している場合、日本国民法でもフィリピン法でも訴えは夫からされるべきとされているとして、申立人が相手方の嫡出子であることを否認する旨の審判がされた事例(令和 3 年 1 月 4 日東京家裁)

参照条文等:法の適用に関する通則法 28 条 1 項、民法 772 条、774 条、775 条、家事事件手続法 277 条、フィリピン家族法 164 条 1 項、166 条 1 項、2 項、170 条

キーワード:嫡出否認 フィリピン民法 日本国民法

（知的財産）

【4】発明の名称を「医薬品相互作用チェック装置」とする特許に係る特許権等を共有する一審原告らの請求を被告製品の製造等の差止並びに損害金の支払の限度で認容した原審につき、損害賠償請求を拡張する趣旨で控訴し、請求が認容された事例(令和 4 年 7 月 20 日知財高裁)

参照条文等:特許法 100 条、民法 709 条

キーワード:製造等の差止め 損害金の支払い 特許権

【5】発明の名称を「半田付け装置、半田付け方法、プリント基板の製造方法、および製品の製造方法」とする特許発明の特許権者である原告が特許無効審判請求に対する審決のうち特許を無効とした部分の取消しを求め、同審決が取消された事案(令和 4 年 8 月 31 日知財高裁)

参照条文等:特許法 29 条 2 項

**キーワード:特許無効審判 審決の取り消し**

【6】漫画閲覧サイトに自分の漫画が無断掲載されたXは、ネット広告業のYらが本件サイトに掲載する広告主を募り、サイトの管理者に広告掲載料として運営資金を提供等してXの公衆送信権侵害を幫助したとしてYらに損害賠償の連帯支払を求め、同請求が認容された事例(令和3年12月21日東京地裁)

**参照条文等:著作権法23条、民法709条・719条**

**キーワード:漫画閲覧サイト 公衆送信権侵害 幫助**

(民事手続)

【7】伊方発電所の周辺に住む債権者らが、人格権に基づいて本件発電所3号機の原子炉の運転の差止めを命ずる仮処分命令を申立てた事案において、本件原子炉の運転の差止めを命じた抗告審決定(広島高決令和2年1月17日)を取消し、債権者らの抗告を棄却した事例(令和3年3月18日広島高裁)

**参照条文等:民事保全法23条2項**

**キーワード:人格権 原子炉の運転差止め 仮処分**

【8】公立高校生Xが繰返し頭髪の黒染めを強要され、教室で授業を受けること等を禁止され、生徒名簿から氏名を削除されるなどしたため損害賠償を求めたところ、生徒名簿からの削除等にのみ違法性を認め慰謝料支払を認めた事例(令和3年10月28日大阪高裁)

**参照条文等:国賠法1条1項、民法415条**

**キーワード:生徒名簿からの氏名の削除 慰謝料請求 違法性**

(公法)

【9】性同一性障害者の性別変更の要件として「現に未成年の子がいないこと」とする規定の憲法13条、14条1項適合性が問われた事案。原審、原々審とも要件を満たさないとしてXの性別変更の請求を棄却。Xが特別抗告したが最高裁は上記要件は憲法に違反しないと判示(令和3年11月30日最高裁)

**参照条文等:憲法13条・14条1項、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律3条1項3号**

**キーワード:性同一性障害 性別変更 要件**

【10】固定資産課税台帳に登録された土地の価格についての審査の申出を棄却する旨の審査の決定をした固定資産評価審査委員会の委員に職務上の注意義務違反が認められないとした原審の判断に違法があるとされた事例(令和4年9月8日最高裁)

**参照条文等:地方税法349条1項、388条1項、国賠法1条1項**

**キーワード:固定審査評価審査委員会 職務上の注意義務**

【11】5年を超え約70人の部下中30人にのべ約80件のパワハラ行為を行った消防吏員に対する分限免職処分を違法とした第1審判決、控訴審判決に対し、最高裁判所は控訴審判決を破棄の上第1審判決を取消し、分限免職処分取消請求を棄却した事例(令和4年9月13日最高裁)

**参照条文等:地方公務員法28条1項3号**

**キーワード:パワハラ 分限免職処分**

【12】東京都が申請した都内幹線道路の整備に関する都市計画事業につき、関東地方整備局長が認可決定をしたところ、事業地内に現に居住する住民らが国に事業認可の取消しを求めたが、旧都市計画法の特例を定める許可認可等臨時措置法が廃止されるまで有効に存続していたとして棄却された事例(令和2年2月27日東京地裁)

**参照条文等:都市計画法(大8法36号。昭24法163号及び昭42法75号改正前)3条、許可認可等臨時措置法(昭18法76号。平3法79号廃止前)1項1号、都市計画法及同法施行令臨時特例(昭18勅令941号。昭42政令345号改正前)2条1項1号**

**キーワード:都市計画 認可決定 関東地方整備局長**

【13】原子力発電所周辺に居住するXらが、電力会社Yに対し人格権に基づき原子力発電所の運転差止を求め、

PAZ(発電所から半径 5km 以内の区域)及び UPZ(同半径 30km 以内の区域)内の住民に限り、人格権侵害の具体的危険があるとして請求が認容された(令和 3 年 3 月 18 日水戸地裁)

**参照条文等:核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 43 条の 3 の 6 1 項四号、原子力災害対策特別措置法 6 条の 2**

**キーワード:原子力発電所 運転差止 人格権侵害 具体的危険**

【14】市長が墓埋法 10 条 1 項に基づき A 寺に対し行った納骨堂経営許可処分につき、納骨堂所在地付近に住する X らが許可の取消しを求め、さらに納骨堂経営変更許可処分も違法としてその取消しを求めた事案。本判決は X らには原告適格は認められないとして訴えを却下(令和 3 年 5 月 20 日大阪地裁)

**参照条文等:行政事件訴訟法 9 条、墓地、埋葬等に関する法律 10 条、大阪市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 8 条・10 条**

**キーワード:原告適格 法律上の利益 一般的公益 個別的利益**

(社会法)

【15】被告のフランチャイジーとして「スマホ修理王」なる商標を使用していた原告が、当該商標について商標権の設定登録を受けた。被告が原告商標につき無効審判を請求し特許庁が無効と審決をし、原告がその取消しを求める本件訴訟を提起したが、原告商標は公の秩序に反するとして請求が棄却された(令和 4 年 9 月 14 日知財高裁)

**参照条文等:商標法 4 条 1 項 7 号**

**キーワード:元フランチャイジー 不当な目的**

【16】シーリングライトである原告製品を販売する原告が、被告に対し、被告は原告製品の形態を模倣した被告製品を販売したもので、被告の行為は不競法 2 条 1 項 3 号の不正競争に該当するとして被告製品の販売及び輸入の差止等を求めたが、原告請求が棄却された事例(令和 4 年 8 月 26 日東京地裁)

**参照条文等:不正競争防止法 2 条 1 項 3 号、3 条 1 項、4 条**

**キーワード:営業上の利益 費用及び労力の投下 商品開発**

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

(民事法)

**【1】 広島高判令和 3 年 2 月 24 日 判例タイムズ 1498 号 62 頁 平成 31 年(ネ)第 83 号 損害賠償請求控訴事件(変更、上告、上告受理申立)**

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/258/090258\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/258/090258_hanrei.pdf)

破裂脳動脈瘤(本件動脈瘤)に対する血管内治療であるコイル塞栓術(本件手術)を受けた女性が、術中の本件動脈瘤の破裂により死亡したことに関し、女性の遺族ら(夫、子、両親)が、主治医の説明義務違反又は執刀医らの手技上の注意義務違反を主張し、使用者責任又は診療契約上の債務不履行に基づき、病院を経営する法人に対し、損害賠償を請求した事案。本判決は、本件動脈瘤がハート型の形状のもので、2 本のカテーテルを挿入して塞栓しようとしたところ、左側構成成分内に外枠を形成していたフレーミングコイルが右側構成部分に逸出したため、やむなく同じコイルで右側構成部分のフレームも構成した結果、当初の左側構成成分のコイルが不足し、そのネック部分までカバーするフレームを形成できなかったが、それにも関わらず執刀医らが、フィリングコイルを続けて充填していったため、フィリングコイルが左側構成部分のネック部分を穿孔し本件動脈瘤が破裂したと認定し、執刀医が本件左側構成部分のネック部分までカバーする立体的なフレームを形成できなかったのは、本件当時の医療水準にもとるもので、執刀医にフレーミングについての注意義務違反があったとし、更にこれと女性との死亡との間に因果関係を認め、遺族ら(夫、子、両親)の請求について一部を認容した。

参照条文等:民法 415 条(平 29 法 44 号改正前)、同 715 条)

**【2】 東京地判令和 3 年 8 月 30 日 判例時報 2522 号 112 頁 令和 1 年(ワ)第 34943 号 請求異議事件 認容(確定)**

本件は、Y が X に対し損害賠償等を求める訴えを提起し、4 億 5929 万円余の支払を命じる控訴審判決が言い渡され、X 及び Y はそれぞれ上告及び上告受理申立てをしたが、X は、控訴審判決後、Y に対し、控訴審判決の認容額から既払金を控除した金員を仮に支払う内容の合意書の締結を提案し、両者で協議したが整わなかったため、X は、Y に対し、控訴審判決の認容額に遅延損害金を付した額から既払金を控除した金額について、弁済の受領を催告したが、Y が受領拒否したとして、法務局に供託した。本件は上告棄却・上告不受理決定により確定したところ、Y は、X に対し、金員等の支払を請求したのに対し、X が本件債務名義の執行力の排除を求めた請求異議の事案である。

本件は、X による供託及び弁済の提供の有効性が争われたが、本判決は、弁済の提供の時点における遅延損害金を含めた債務の全額について弁済の受領を催告したこと等から X が債務の存在を争っているからといって債務の本旨に従った弁済の提供に当たらないとはいえないと判断し、また、控訴審判決から弁済の提供に至るまでの経緯等から、X は、弁済の提供にあたり、不合理・不当な条件を付していたものとはいえないとし、Y によるあらかじめの受領拒絶があったとして、X の請求を認容した。

参照条文等:民法 493 条、民事訴訟法 260 条 2 項

**【3】東京家審令和 3 年 1 月 4 日 判例タイムズ 1498 号 253 頁 令和 2 年(家イ)第 8523 号 摘出否認申立事件(認容、確定)**

申立人である出生届未了の子が申立人の母(フィリピン国籍)の元夫である相手方(日本国籍)に対し、嫡出否認の調停を申し立て、相手方が調停期日において嫡出否認を希望する旨を述べている事案において、夫のみが訴えを提起することができることとされている嫡出の否認(民法 774 条、775 条)についても、子が申し立てた嫡出否認の調停において合意に相当する審判を行うことが出来るとしたうえで、フィリピン法においても嫡出否

認の訴えは夫からされるものとされているが、日本においては、合意に相当する審判を行うことができ、よって「手続法は法廷地法による」との国際私法上の原則により、相手方において申立人が嫡出子であることを否認することを希望する意思を示している本件では、同訴えは夫からされるべきとする要件も充足されており、よって、フィリピン法の下でも申立人が相手方の嫡出子であることは否認されるべきとし、申立人が相手方の嫡出子であることを否認する旨の審判がなされた。

参照条文等:法の適用に関する通則法 28 条 1 項、民法 772 条、774 条、775 条、家事事件手続法 277 条、フィリピン家族法 164 条 1 項、166 条 1 項、2 項、170 条

(知的財産)

**【4】知財高裁 令和 4 年 7 月 20 日令和 2 年(ネ)第 10032 号 特許権侵害行為差止等請求控訴事件 特許権民事訴訟(認容)**

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/374/091374\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/374/091374_hanrei.pdf)

発明の名称を「医薬品相互作用チェック装置」とする特許に係る特許権等を共有する一審原告らが、被告製品の製造等の差止め並びに損害金の支払を求める限度で一審原告らの請求を認容した原審について、損害賠償請求を拡張する趣旨で控訴した事案。

原判決別紙「本件ソフト・ハード機器の売上額(裁判所の認定)」のとおり、本件において一審被告が受けた利益として認められる本件ソフト及びハードウェアの売上額が合計 2 億 5714 万 4027 円であるのに対し、本件において一審被告が受けた利益として認められる月次利用料(被告システムないし本件ソフトの導入後 5 年以内に支払われるもの。以下同じ。)に係る売上額は、合計 3 億 9531 万 1537 円であり、月次利用料に係る売上額は、本件ソフト及びハードウェアの売上額の約 1.5 倍にも及ぶ高額のものであって、これを単なるデータベースの更新費用等であるとみることが困難であること、一般に被告システムないし本件ソフトのように内容の更新が絶対に必要なデータベースを用いるシステムないしソフトウェアにおいては、適時のデータベースの更新がなければシステムないしソフトウェアとしての意味をなさないから、当該システムないしソフトウェアを導入する際に、更新があることを当然の前提にしてこれを含んだ価格設定をすることには十分な合理性があること、弁論の全趣旨によると、一審被告は、被告システムないし本件ソフトを導入した医療機関が月次利用料を 3 か月間支払わないときは、被告システムないし本件ソフトが起動しないような措置を執っているものと認められることなどの事情に照らすと、甲 20 及び 48 に月次利用料について「データベース更新料等」の記載があるとしても、月次利用料に係る売上げは、被告システムないし本件ソフトの譲渡の対価(譲渡代金の延べ払い)の性質を持つものとして、これを一審被告が得た利益に含めるのが相当である。

証拠及び弁論の全趣旨によると、本件において一審被告が受けた利益に含まれる月次利用料に係る売上額は、合計 3 億 9531 万 1537 円であると認められる。

よって、一審原告らの控訴審における拡張請求につき、支払を求める限度で理由があるとして認容した。

参照条文等:特許法 100 条、民法 709 条

**【5】知財高裁 令和 4 年 8 月 31 日令和 3 年(行ケ)第 10136 号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)**  
[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/387/091387\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/387/091387_hanrei.pdf)

発明の名称を「半田付け装置、半田付け方法、プリント基板の製造方法、および製品の製造方法」とする特許発明の特許権者である原告が特許無効審判請求に対する審決のうち特許を無効とした部分の取消しを求めた事案であって、当業者において相違点に係る本件発明の構成に容易に想到し得たものと認めることはできないとして、審決を取消した事案。

本件出願日当時の当業者が本件発明においてフラックス含有量が 1.0wt%の半田片を用いることが容易になし得たことであるか否かにつき検討する。

本件発明 1 は、熔融前の半田片をノズルの内壁及び端子の先端に必ず当接させるとともに、熔融した半田片を必ず真球にならないまま端子の上に載った状態で下方に移動しないように停止させ、ノズルからの熱伝導等により半田片及び端子を十分に加熱し、これにより適正温度での半田付けを実現する結果、半田付け不良の防止という効果を奏するものである。これに対し、公開特許公報には、ランドに接地した系半田が貫通孔の周壁から輻射熱、伝導熱及び対流熱により加熱され、遜色なく溶解され、よりの確な半田付けが可能になった旨の記載はみられるものの、熔融した半田が必ず真球にならないまま停止すること、すなわち、熔融後も半田がノズルの内壁に当接し続けることにより半田片及び端子が十分に加熱されることについての記載及び示唆はないから、公開特許公報に接した当業者にとって、熔融した半田が必ず真球にならないとの構成が解決しようとする課題及び当該構成が奏する作用効果を知らないまま、当該構成を得るためにフラックスの含有量が 1wt%の半田をわざわざ採用しようとする動機付けはないものといわざるを得ない。

以上によると、使用する半田に含有されるフラックスの量についての記載及び示唆がない公開特許公報に接した当業者にとって、本件発明においてフラックスの含有量が 1wt%の半田をわざわざ採用し、熔融した半田が必ず真球にならないとの構成を得ることが容易になし得たものであったと認めることはできず、その他、当業者が本件発明に基づいて熔融した半田が必ず真球にならないとの構成を得ることが容易になし得たものであったと認めるに足りる証拠はない。

参照条文等:特許法 29 条 2 項

#### **【6】東京地判令和 3 年 12 月 21 日 判例時報 2522 号 136 頁 令和 3 年(ワ)第 1333 号 損害賠償請求事件 認容(控訴)**

本件は、漫画家 X が、インターネット上の漫画閲覧サイト(本件サイト)において、X の漫画が無断掲載されて X の公衆送信権が侵害されているところ、インターネット広告を取り扱う Y らは、本件サイトに掲載する広告主を募り、本件サイトの管理者に広告掲載料として運営資金を提供等することにより、公衆送信権侵害を幫助したとして、Y らに対し、共同不法行為者としての責任に基づき、損害賠償金(本件サイト上に X 漫画が掲載されたことにより減少した X の漫画の売上に対応する印税相当額の損害 1000 万円、弁護士費用 100 万円)の連帯支払を求めた事案である。

Y らの幫助による共同不法行為の成否及び Y らの故意又は過失の有無が争われた。本判決は、本件サイトは利用者が無料で閲覧できるようにして、相当数の閲覧数を獲得し、一方で広告掲載効果を期待する事業主を増加させ、広告事業主から支払われる広告費によって運営資金のほとんどを賄う仕組みを構築していることから、本件サイトに広告を出稿して運営者側に広告料を支払うことは、X の漫画をはじめ、本件サイトに掲載されている漫画の多くの著作権者の許諾を得ずに無断で掲載するという公衆送信権の侵害行為の補助等に該当し、客観的にも主観的にも、共同して X 漫画の公衆送信権の侵害行為を容易ならしめる不法行為に該当すると判示した。

そして、Y らは、本件サイトの運営者に対し、掲載している漫画の著作物の利用許諾を得ているかどうかを調査した上で広告掲載依頼を取り次ぐかどうかを決すべき注意義務を負っていたというべきであり、Y らの行為は、その注意義務に違反した過失により行われたものであるとして、X の請求を認容した。

参照条文等:著作権法 23 条、民法 709 条・719 条

#### **(民事手続)**

#### **【7】広島高決令和 3 年 3 月 18 日 判例時報 2523 号 9 頁 令和 2 年(ウ)第 4 号 保全異議申立事件(取消、抗告棄却(確定)) (伊方原原発運転差止仮処分命令申立事件)**

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/237/090237\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/237/090237_hanrei.pdf)

発電用原子炉施設である伊方発電所(本件発電所)の周辺に住む債権者らが、人格権に基づいて本件発電所 3 号機の原子炉(本件原子炉)の運転の差止めを命ずる仮処分命令を申し立てた事案において、次のとおり判断



して、本件原子炉の運転の差止めを命じた抗告審決定(広島高決令和2年1月17日)を取り消し、債権者らの抗告を棄却した事例。

1 現在の科学的知見からして、本件原子炉の運転期間中にその安全性に影響を及ぼす大規模自然災害の発生する可能性が具体的に高く、これによって債権者らの生命、身体又は健康が侵害される具体的危険があると認められなければ、本件原子炉の運転差止めを命じることはできない。この疎明責任は債権者らが負うべきである。福島原発事故による影響の甚大性等を考慮しても、独自の科学的知見を有しない裁判所において、本件原子炉の存在及び債権者らの居住状況から直ちに債権者らの生命等が侵害される具体的危険があると事実上推認することは相当でない。

2 債務者が行った海上音波探査の結果、本件発電所敷地の2km以内に活断層はないとした債務者の評価に不合理な点があるとは認められない。また、債権者らが指摘するSPGAモデル及び「不均質モデル」を将来発生する地震動の予測に用いることの当否は明らかでなく、債務者による基準地震動の算定が不合理であるとは認められない。

3 阿蘇山が本件原子炉の運転期間中その安全性に影響を及ぼすような規模の噴火を引き起こす具体的危険の有無については、専門家の間でもそれぞれの分析結果等に基づいて意見が分かれている。このような現在の科学的知見からして、阿蘇山が上記のような噴火を引き起こす可能性が具体的に高いと認めることはできない。

4 債権者らのその余の主張を検討しても、上記具体的危険が疎明されたとは認められない。

参照条文等: 民事保全法 23 条 2 項

#### **【8】大阪高裁判決令和3年10月28日 判例時報 2524・2525号・328頁 令和3年(ネ)第714号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却(上告・上告受理申立て))**

公立高校に在籍していた生徒Xが、第2学年時、教員らから頭髪指導として繰り返し頭髪の黒染めを強要され、教室で授業を受けること等を禁止されて不登校となり、第3学年時、生徒名簿から氏名を削除され教室から座席を撤去されるなど不適切な措置を受けたことに等により、国賠法1条1項又は債務不履行に基づく損害賠償として慰謝料200万円等を請求した事案。

原判決は、頭髪指導については国賠法上の違法又は在学関係上の安全配慮義務違反があるとは認められないが、不登校になった後の生徒名簿からの削除等については違法性を認め、慰謝料30万円等を認めた。

本判決は、Xの補充主張について、校則に基づく指導については広範な裁量が認められなければならないとして、違法性を否定し、不登校後の措置について、原審の判断を是認し、教育環境配慮義務における裁量権の範囲を逸脱したものとして国家賠償法の違法に基づく損害賠償請求を認め、同旨の原判決は相当であるとしてXの控訴を棄却した。

参照条文等:国賠法1条1項、民法415条

(公法)

#### **【9】最三決令和3年11月30日 判例時報 2523号5頁 令和2年(ク)第638号 性別の取扱いの変更申立て却下審判に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)**

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/733/090733\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/733/090733_hanrei.pdf)

性同一性障害者であるXが、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律3条1項に基づき、Xの性別の取扱を男から女に変更する審判を求める申立てをした事案において、Xには未成年の子がいたため、性別の取扱いの変更の審判の要件として「現に未成年の子がいないこと」を要求する同項3号の規定(以下同号の要件を「3号要件」)の、憲法13条、14条1項適合性が問題となった。

原々審(神戸家裁尼崎支審令和2年2月10日、家裁の法と裁判38・45)は本件申立てを却下し、原審(大

阪高決令和 2 年 6 月 4 日、家裁の法と裁判 38・44)も X が 3 号要件を満たさないことを理由に、本件申立てを却下すべきものとした。これに対し、X が特別抗告をした。

最高裁は、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 3 条 1 項 3 号の規定が憲法 13 条、14 条 1 項に違反しないものであることは、当裁判所の判例(最大判昭和 30 年 7 月 20 日・民集 9 巻 9 号 1122 頁、最大判昭和 39 年 5 月 27 日・民集 18 巻 4 号 676 頁)の趣旨に徴して明らかである(最三決平成 19 年 10 月 19 日・家庭裁判月報 60 巻 3 号 36 頁、最一決平成 19 年 10 月 22 日・家庭裁判月報同号 37 頁参照)、論旨は理由がない、と判示して、特別抗告を棄却した。

参照条文等: 憲法 13 条・14 条 1 項、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 3 条 1 項 3 号

**【10】最一小令和 4 年 9 月 8 日判決 HP 令和 3 年(行ヒ)第 283 号 固定資産評価審査決定取消等請求事件(一部破棄差戻し)**

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/392/091392\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/392/091392_hanrei.pdf)

固定資産課税台帳に登録された土地の価格についての審査の申出を棄却する旨の審査の決定をした固定資産評価審査委員会の委員に職務上の注意義務違反が認められないとした原審の判断に違法があるとされた事例。

造成のための土工事をほとんど要しないにもかかわらず、固定資産評価額の決定に際して平均的造成費を用いて、評価基準を上回る評価額を決定したことは、違法であるのみならず、先例や文献に照らし、担当委員の職務上の注意義務違反を否定することはできないとして、同注意義務違反を否定した原判決を破棄した。

参照条文等: 地方税法 349 条 1 項、388 条 1 項、国賠法 1 条 1 項

**【11】最三小令和 4 年 9 月 13 日判決 令和 4 年(行ヒ)第 7 号 分限免職処分取消請求事件(破棄自判)**

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/402/091402\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/402/091402_hanrei.pdf)

5 年を超えて、約 70 人の部下のうちの 30 人に、のべ約 80 件のパワハラ行為を行った消防吏員に対する分限免職処分取消請求について、控訴審判決は分限免職処分を違法である等として請求を認容した第 1 審判決を維持したが、最高裁判所は、「長期間にわたる悪質で社会常識を欠く一連の行為に表れた被上告人の粗野な性格につき、公務員である消防職員として要求される一般的な適格性を欠くとみることが不合理であるとはいえない。また、本件各行為の頻度等も考慮すると、上記性格を簡単に矯正することはできず、指導の機会を設けるなどしても改善の余地がないとみることにも不合理な点は見当たらない。」等として、分限免職処分を違法であるとした控訴審判決は、分限処分にかかる任命権者による裁量権に関する法令の解釈適用の誤りがあるとし、控訴審判決を破棄の上、第 1 審判決を取り消し、請求を棄却した。

参照条文等: 地方公務員法 28 条 1 項 3 号

**【12】東京地判令和 2 年 2 月 27 日 判例タイムズ 1498 号 105 頁 平成 28 年(行ウ)第 268 号 都市計画道路事業放射第 23 号線等事業認可取消請求事件(一部訴え却下、一部請求棄却、控訴)**

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/760/089760\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/760/089760_hanrei.pdf)

東京都の申請した都内の幹線道路の整備に関する都市計画事業について、内閣ではなく、国土交通大臣から権限の委任を受けた関東地方整備局長が認可決定をしたところ、事業地内に現に居住するなどしていた X らが、国(Y)を相手に事業認可の取消しを求めた。

本件では、旧都市計画法の特例を定める許可認可等臨時措置法(昭和 18 年法律第 76 号)が本都市計画決定当時有効に存続していたか等が争点となったが、本判決は、臨時措置法の目的である行政手続簡素化の要請は、戦争終結時までに限られるものではなく戦後の復興の過程においても継続することが容易に想定されること、また、同法がその有効期間について特段の規定を設けていないことからすれば、その効力廃止の時期をいつ



とするかは、国会及び内閣の裁量に委ねられているものと解するのが相当であるとして、同法は廃止(平成 3 年)されるまで有効に存続していたこと等を判示して、X らの請求を棄却した。

参照条文等:都市計画法(大 8 法 36 号。昭 24 法 163 号及び昭 42 法 75 号改正前)3 条、許可認可等臨時措置法(昭 18 法 76 号。平 3 法 79 号廃止前)1 項 1 号、都市計画法及同法施行令臨時特例(昭 18 勅令 941 号。昭 42 政令 345 号改正前)2 条 1 項 1 号

**【13】水戸地裁命令和 3 年 3 月 18 日 判例時報 2524・2525 号・40 頁 平成 24 年(行ウ)第 15 号 東海第二原子力発電所運転差止等請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))**

原子力発電所周辺に居住する X らが、電力会社 Y に対し、人格権に基づき原子力発電所の運転差止を求めた事案。

本判決は、IAEA(国際原子力機関)が採用する深層防衛のうち第 5 の防護レベルについて、原子力災害特別措置法に定められた原子力災害対策指針に定める段階的避難等が実現可能な避難計画の策定及びこれを実行し得る体制が整えられていると言うにはほど遠い状態にあると言わざるを得ない、PAZ(発電所から半径 5km 以内の区域)及び UPZ(同半径 30km 以内の区域)内の住民に限り、人格権侵害の具体的危険があるとして請求を認容した。

参照条文等:核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 43 条の 3 の 61 項四号、原子力災害対策特別措置法 6 条の 2

**【14】大阪地判令和 3 年 5 月 20 日 判例時報 2522 号 34 頁 平成 29 年(行ウ)第 148 号(第 1 事件)・第 150 号(第 2 事件)・令和 2 年(行ウ)第 61 号(第 3 事件) 却下(控訴<取消・差戻>)**

本件は、市長が墓地、埋葬等に関する法律(墓埋法)10 条 1 項に基づき A 寺に対して行った納骨堂経営許可処分について、納骨堂所在地付近に居住する者等である X らが、Y 市に対し、納骨堂経営許可に係る基準を満たしておらず違法であるなどと主張して処分取消しを求めるとともに(第 1 事件、第 2 事件)、市長が墓埋法 10 条 2 項に基づき A 寺に対して行った納骨堂経営変更許可処分について、違法な許可処分を前提とするものであり違法であるとして、変更許可処分の取消しを求めた(第 3 事件)事案である。

本判決は、行政事件訴訟法 9 条 1 項「法律上の利益を有する者」とは当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう、と示し、墓埋法 10 条 1 項は、墓地等の経営に知事等の許可を受けなければならない旨規定するが、許可の要件については特に規定しておらず、知事等の広範な裁量に委ねる趣旨であり、墓埋法及びこれと目的を共通にする本件施行細則が X らの主張する生活環境に関する利益、生命身体の安全に関する利益、納骨堂周辺に不動産を所有する者の財産的利益を、専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益として保護すべきとする趣旨を含むと解することはできないから、X らには、本件各処分の取消しを求める原告適格は認められないとして訴えを却下した。

参照条文等:行政事件訴訟法 9 条、墓地、埋葬等に関する法律 10 条、大阪市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 8 条・10 条

(社会法)

**【15】知財高判令和 4 年 9 月 14 日令和 4 年(行ケ)第 10034 号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(棄却)**

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/408/091408\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/408/091408_hanrei.pdf)

原告は、「スマホ修理王」の文字を標準文字で表してなる商標(本件商標)について、指定役務を「電話機械器具の修理又は保守」として商標権の設定登録を受けたので、被告が、本件商標について無効審判を請求したところ、

特許庁が、商標登録を無効とする旨の審決(本件審決)をしたので、原告が本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

原告は、被告が開設する「スマホ修理王 FC 加盟申し込みホームページ」を利用して原告と被告との間のフランチャイズ契約(本件フランチャイズ契約)の申込みをしていること、本件フランチャイズ契約の終了後、被告より、ウェブサイト等から「XPERIA 修理王」及び「修理王」の名称を削除するよう求められたのに応じて、原告ウェブサイトの「XPERIA 修理王 by スマホ修理王新宿店」の名称を「新宿駅前 XPERIA 修理専門店」と変更していることからすると、原告は、「スマホ修理王」の商標は被告がフランチャイズ事業で使用しており、その使用のためには被告の許諾が必要であることを十分に認識し、現にそのような認識の下で、被告のフランチャイジーとして「スマホ修理王」の商標を使用していた。

そうであるにもかかわらず、原告は、本件フランチャイズ契約が解除(本件解除)され、WEB サイト等から「XPERIA 修理王」及び「修理王」の名称を削除するよう求められたその 4 日後に本件商標を出願し、さらに、本件商標の設定登録を受けると、フランチャイザーであった被告に対し、被告が展開するフランチャイズ事業で「スマホ修理王」の商標を使用することが本件商標の商標権侵害に当たる旨を警告し、本件商標の放棄又は譲渡のために 50 万円を支払う用意があると通知した被告に対し、合計 2670 万円のライセンス契約を提案したことなどが認められる。

こうした事実経過等に鑑みれば、本件商標の出願は、元フランチャイジーである原告が、被告から本件解除をされたわずか 4 日後に行ったものであり、これまでと同様の名称を使用することにより被告の顧客吸引力を利用し続けようとしたものと評価せざるを得ず、元フランチャイジーとして遵守すべき信義誠実の原則に大きく反するものであるのみならず、「スマホ修理王」の名称でフランチャイズ事業を営んでいる被告がその名称に係る商標登録を経っていないことを奇貨として、被告によるフランチャイズ事業を妨害する加害目的又は本件商標を高額で被告に買い取らせる不当な目的で行われたものというべきである。

このような本件商標の出願の目的や経緯等に鑑みれば、本件商標は、公の秩序に反するものであるというべきであって商標法 4 条 1 項 7 号に該当するとして、原告の請求は棄却された。

参照条文等:商標法 4 条 1 項 7 号

## **【16】東京地判令和 4 年 8 月 26 日 令和 3 年(ワ)第 3418 号 不正競争 民事訴訟 (棄却)**

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/401/091401\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/401/091401_hanrei.pdf)

シーリングライトである原告製品を販売する原告が、被告に対し、被告は、原告製品の形態を模倣した被告製品を販売したものであり、被告の行為は、不競法 2 条 1 項 3 号の不正競争に該当すると主張して、被告製品の販売及び輸入の差止め等を求めた事案。

不競法 2 条 1 項 3 号は、他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、輸入するなどの行為が不正競争に該当すると規定するが、この趣旨は、費用及び労力を投下して商品を開発し、これを市場に置いた者が、一定期間、投下した費用等を回収することを容易にして、商品化への誘因を高めるため、費用及び労力を投下することなく商品の形態を模倣する行為を規制しようとしたものと解される。

したがって、同号の不正競争であるとして差止め等を請求することができる「営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者」(同法 3 条 1 項)及び「営業上の利益を侵害」された者(同法 4 条)とは、自ら費用及び労力を投下して商品を開発し、これを市場に置いた者をいうと解するのが相当である。

この点、証拠によれば、原告製品について、原告は、自らの費用及び労力を投下してこれを開発して市場に置いた者とは認められないから、原告製品につき不競法 2 条 1 項 3 号の不正競争によって「営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者」(同法 3 条 1 項)及び「営業上の利益を侵害」された者(同法 4 条)であるとして、被告による被告製品の販売の差止め及び被告に対する損害賠償を請求することができない、として原告の請求は棄却された。

参照条文等:不正競争防止法 2 条 1 項 3 号、3 条 1 項、4 条

(紹介済み判例)

東京高判令和 3 年 1 月 29 日 判例タイムズ 1498 号 85 頁 令和元年(ネ)第 3504 号損害賠償請求控訴事件(変更、上告、上告受理申立)

→法務速報 252 号 5 番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/294/090294\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/294/090294_hanrei.pdf)

大阪地判令和 3 年 2 月 25 日 判例タイムズ 1498 号 135 頁 平成 30 年(ワ)第 1039 号損害賠償請求事件(請求棄却、控訴)

→法務速報 247 号 18 番にて紹介済み

東京地判令和 3 年 5 月 13 日 判例タイムズ 1498 号 180 頁 平成 29 年(ワ)第 32404 号損害賠償請求事件(一部認容、確定)

→法務速報 248 号 10 番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/663/090663\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/663/090663_hanrei.pdf)

最三判令和 3 年 9 月 7 日 判例タイムズ 1498 号 58 頁 令和 3 年(あ)第 1 号窃盗被告事件(破棄差戻)

→法務速報 245 号 15 番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/562/090562\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/562/090562_hanrei.pdf)

大阪地判令和 3 年 9 月 27 日 判例時報 2523 号 117 頁 令和 2 年(ワ)第 8061 号 商標権侵害差止事件(認容(確定))

→法務速報 246 号 11 番で紹介済み。

大阪地判令和 3 年 10 月 13 日 判例時報 2523 号 93 頁 令和 2 年(ワ)第 7663 号 不当利得返還請求事件(主位的請求棄却、予備的請求認容(確定))

→法務速報 255 号 23 番で紹介済み。

最三令和 4 年 1 月 18 日 判例時報 2522 号 98 頁 令和 2 年(受)第 1518 号 損害賠償請求事件 上告棄却

→法務速報 249 号 1 番で紹介済

<https://www.courts.go.jp/app/hanrei.jp/detail2?id=90853>

最二判令和 4 年 1 月 28 日 判例タイムズ 1498 号 39 頁 令和 2 年(受)第 1765 号 離婚等請求本訴、同反訴事件(一部破棄自判、一部上告棄却、一部上告却下)

→法務速報 250 号 1 番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/885/090885\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/885/090885_hanrei.pdf)

最三判令和 4 年 2 月 15 日 判例タイムズ 1498 号 24 頁 令和 3 年(行ツ)第 54 号 公金支出無効確認等請求事件(上告棄却)

→法務速報 250 号 20 番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/920/090920\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/920/090920_hanrei.pdf)

最二判令和 4 年 2 月 18 日 判例タイムズ 1498 号 49 頁 令和 2 年(あ)第 1026 号 準強制わいせつ被告事件(破棄差戻)

→法務速報 250 号 17 番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/933/090933\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/933/090933_hanrei.pdf)

最一判令和 4 年 3 月 3 日 判例タイムズ 1498 号 19 頁 令和 2 年(行ヒ)第 323 号 固定資産評価決定取消請求事件(破棄差戻)

→法務速報 251 号 19 番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/967/090967\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/967/090967_hanrei.pdf)

最二判令和 4 年 3 月 18 日 判例タイムズ 1498 号 33 頁 令和 3 年(行ヒ)第 171 号 山形大学不当労働行為救済命令取消請求事件(破棄差戻)

→法務速報 251 号 25 番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/028/091028\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/028/091028_hanrei.pdf)

最三判令和 4 年 3 月 22 日 判例タイムズ 1498 号 15 頁 令和 3 年(行ヒ)第 62 号 不動産取得税賦課処分取消請求事件(上告棄却)

→法務速報 252 号 16 番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/034/091034\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/034/091034_hanrei.pdf)

最一小判令和 4 年 3 月 24 日 金法 2193 号 85 頁 令和 2 年(受)第 1198 号 損害倍書請求事件〔破棄自判〕

→ 法務速報 252 号 2 番で紹介済み。

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/048/091048\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/048/091048_hanrei.pdf)

最三小判令和 4 年 4 月 19 日 金法 2192 号 68 頁 令和 2 年(行ヒ)第 283 号 相続税更正処分等取消請求事件〔上告棄却〕

→ 法務速報 252 号 17 番で紹介済み。

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/105/091105\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/105/091105_hanrei.pdf)

## 2. 令和 4 年(2022 年)9 月 20 日までに成立した、もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

成立法令なし

## 3. 9 月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

特定非営利活動法人遺言・相談・財産管理支援センター 編 民事法研究会

411頁 3,960円

終活契約の実務と書式

南 敏文 編著／木村三男／青木 惺 著 日本加除 385頁 4,840円

家事裁判から戸籍まで(親権・未成年後見・氏又は名の変更等編)

事例からみる手続きの一体的解説と書式・記載例

ぎょうせい 不動産事件実務研究会 450頁 5,170円

事例大系不動産事件 紛争解決の考え方と実務対応

商事法務 足立正佳／著 360頁 3,850円

ダイアログ争点整理1－裁判、特に争点整理における事実認定の約束事を用いて★

#### 4. 9月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

新潟県弁護士会 編 ぎょうせい 431頁 4,950円

労働災害の法律実務

中村真 著 学陽書房 269頁 2,970円

新版 若手法律家のための法律相談入門

杜若経営法律事務所 編著 青林書院 324頁 4,950円

最新青林法律相談 43 未払い残業代請求の法律相談

共著 馬場三紀子 大嶽達哉 新日本法規 260頁 3,740円

育児・介護を行う社員をめぐる職場の労務管理アドバイス 2022年10月施行・改正育介法対応

TIM 総合法律事務所／編 編集委員／柴野相雄 白石和泰 伊勢智子 山田 拓 小川 聡 小林貴恵 青林書院

368頁 5,390円

LEGAL COUNSELING 最新青林法律相談 41 ヘルスケアビジネスの法律相談

日本弁護士連合会 弁護士業務改革委員会／編集 第一法規 208頁 3,850円

法律家のためのITマニュアル e 裁判・リモートワークでこんなに変わる弁護士業務★

松原熙隆 著 第一法規 408頁 3,520円

ケースでアドバイス 労働時間・休日・休暇の実務 テレワーク時代でも迷わない判断のポイント

## 5. 発刊書籍＜解説＞

「ダイアログ争点整理 1－裁判、特に争点整理における事実認定の約束事を用いて」

裁判手続きにおける事実認定について、基本的な事柄から詳細に解説されている。法律実務家が、事実認定の在り方について改めて確認する際に参照する書籍として有用と思われる。

「法律家のためのITマニュアル e 裁判・リモートワークでこんなに変わる弁護士業務」

オンラインでのリーガルサービスや書類のPDF化など、現代の法律実務家の業務に関連するIT技術や情報セキュリティなどについて解説されている。法律実務家の今日的な業務において把握しておくべき情報を確認することができる書籍である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。